平成２９年（フ）第７３号
福島市東中央１丁目34番地の１第一三輪コーポ110号
債務者　黒沼　秀義
1　決定年月日時　平成29年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
福島地方裁判所

平成２９年（フ）第１５号
栃木県那須塩原市新南163番地　スカイハイツ203号
債務者　パン工房ゆめみどりこと　小野寺真由美
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２９年（フ）第２８号
滋賀県米原市高溝229番地15　メゾン・ド・ソレイユ201号
債務者　田中　成明
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２９年（フ）第１６０号
兵庫県川西市美園町９番８号　201、前住所大阪府交野市郡津２丁目35番23号
債務者　田中　映子
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第３７４号
兵庫県尼崎市南武庫之荘５丁目23番22号　ＬＯＣＯ武庫之荘101号
債務者　中西　　勲
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第４６号
兵庫県豊岡市但東町出合17番地の５、前住所神戸市兵庫区上祇園町５番７号　田海ハイツ201
債務者　住谷　浩輝
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２９年（フ）第１２９号
和歌山市布施屋607番地１　ライオンズマンション502号
債務者　折衷ｓａｌｏｎソウルソースこと　山田　忠男
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１３７号
和歌山市六十谷158番地４　ハイツ六十谷301号
債務者　中前　**吉**席
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１５０号
和歌山市善明寺642番地３　鳴滝団地９棟306
債務者　宮崎　由美（旧姓福井）
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第６号
徳島県三好郡東みよし町加茂1880番地４　三加茂マンション１号室
債務者　岸田美枝子
1　決定年月日時　平成29年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２９年（フ）第９号
徳島県美馬市美馬町字天神99番地１　レジデンスセレネＢ棟201号
債務者　長江　由太
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後３時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２９年（フ）第６９号
福岡県飯塚市弁分200番地１　市営新弁分住宅Ｃ棟119号
債務者　渡邊　賢子
1　決定年月日時　平成29年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２９年（フ）第１３２号
福岡県久留米市合川町1898番地１　シェラトン101号
債務者　安徳さおり（旧姓服部）
1　決定年月日時　平成29年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第４５号
佐賀県唐津市厳木町岩屋530番地19　新屋敷101号
債務者　岩永　義輝
1　決定年月日時　平成29年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２９年（フ）第２４４号
熊本市南区近見８丁目13番64―507号　雇用促進住宅４棟
債務者　高本　祐俊
1　決定年月日時　平成29年７月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１８０号
大分県臼杵市大字望月83番地の４
債務者　松下　静香
1　決定年月日時　平成29年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１９０号
大分市大字木上420番地の７
債務者　澤田　里美
1　決定年月日時　平成29年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係